

庄内町公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務委託  
特記仕様書

**1 件名**

庄内町公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務委託

**2 目的**

本業務委託は、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、地域脱炭素ロードマップに沿い、2030年に、設置可能な公共施設の建築物等の約50%、2040年には100%に太陽光発電設備の導入を目指すため、公共施設への太陽光発電設備の導入可能性を調査するものである。

**3 業務期間**

契約の日から令和8年1月13日（火）とする。

**4 委託料上限額**

11,154,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**5 特記事項**

本業務は、国庫補助事業「令和6年度（補正予算）及び令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第2号事業）」の交付を受けて実施するもので、同補助金の交付規定の定めに従い行うものとする。

**6 業務内容**

本町の公共施設への太陽光等設備の導入可能性について下記事項を調査し、その結果を業務報告書及び公表用資料に取りまとめるもの。

**(1) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討**

太陽光発電設備について、下記の情報を中心に設置可能性の調査を行う。（事前調査）

- ① 関係法令
- ② トラブルの未然防止に必要な事項
- ③ 近隣住宅や周辺環境への影響
- ④ 気象条件が及ぼす影響
- ⑤ 災害リスク
- ⑥ 航空写真等を用いた屋上等の空きスペースの確認
- ⑦ 日陰や反射光や騒音に対して考慮すべき施設の有無

## (2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

調査対象施設リストに示す23施設について、(1)の調査結果も踏まえて調査施設の精査を行い、導入優先度の高い施設を10施設抽出する。

- ① 構造計算書等の確認
- ② 屋根の形状や方位、面積等の把握
- ② 屋上防水・省エネ改修予定等
- ③ 既存電気設備の状況把握
- ④ 太陽光発電設備の配置
- ⑤ その他、建築基準法等の各種法令の確認
- ⑥ 需要電力量の整理（平日・土日祝日別、季節別）
- ⑦ 施設管理者の意向や日常的な施設利用の実態の確認
- ⑧ 建物以外の法令遵守の確認、建築確認申請の必要性の有無、浸水区域等の確認

## (3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

(1)及び(2)での調査・検討結果を踏まえて精査した10施設を対象に太陽光発電の導入可能量を算定し、適切な設置規模を設定する。

現地調査を行わない13施設についても、施設管理者へのヒアリング結果を基に導入可能量を概略検討する。

- ① 設置場所及び設置方法等の検討
- ② 現地調査実施施設における発電量、日射量、導入可能量の調査
- ③ 現地調査を実施しない13施設における発電量、日射量、導入可能量の調査

## (4) (1)～(3)の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討

精査した10施設を対象とした導入計画について、費用対効果のよい手法を検討する。

その内、3施設程度を重点施設と位置付け、基本計画を作成するとともに、実施設計の際の基礎資料として取りまとめる。

また、再エネ導入計画の実現に向けたロードマップの作成および太陽光発電導入による地域の経済・社会にもたらす影響の分析や、事業採算性の妥当性について調査・検討する。

- ① 事業スキーム等の検討及び事業採算性評価
- ② 重点施設3施設の基本計画（実施設計の基礎資料）の作成
- ③ 太陽光発電設備導入計画の策定
- ④ 太陽光発電設備導入による効果等の分析

## 7 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする

- ① 業務報告書 2部
- ② 公表用資料 1式
- ③ その他関連資料（根拠資料等） 1部
- ④ 上記①から③及び関連する資料の電子データ一式を記録したCD-R

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著

作権等」という。)は町が保有するものとする。

- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 8 提出書類

- (1) 受託者は、本業務の契約の締結時に次の書類を本町へ提出するものとする。
  - ①業務着手届
  - ②業務実施計画
  - ③業務を遂行する人材の配置を含めた業務工程表
- (2) 受託者は、本業務の成果品の納入時に次の書類を本町に提出するものとする。
  - ①業務報告書
  - ②納品書
  - ③業務完了届

## 9 その他

- (1) 詳細な業務内容については、受託候補者として選定された者と協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本町と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (3) 受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (4) 業務に際し必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 事業実施に際して本町の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本町はいつでもその作業状況の報告を求められることができるものとする。
- (6) 業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務が終了した後も同様とする。
- (7) 本仕様書に定めない事項については、その都度協議の上決定するものとする。

【担当】 東田川郡庄内町余目字町132番地1  
庄内町役場 環境防災課温暖化対策係 山口

Tel 0234-43-0256

fax 0234-42-0893

E-mail shinene@town.shonai.yamagata.jp